平成24年度第2回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成24年11月29日(木)午後3時00分から

【会場】 区役所本庁舎6階 第4委員会室

(出席委員) 内 田 幸 次 大 熊 勝 大 室 新 吉 そめたに正明 濱 田 一 成 日 髙 奈美子 宮 嶋 忍

(事務局) 総務部長 酒井 敏男 総務課長 木全 和人 総務係長 小澤 龍男 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第6条」に定める定足数については、7名の委員の出席 により会議が成立する旨報告

- 2 開会
- 3 議事録署名委員の選出 そめたに委員、日髙委員の2名を選出
- 4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」意見を求めた。

5 事務局説明

資料について説明

- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項 事務局(案)」
- ・区議会事務局次長から、新宿区議会の活動状況についての説明

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長の給料及び議員の議員報酬を、現行額から0.19%相当引き下げる。
- 6 質疑応答

(そめたに委員) 現行額から0.19%下げることにした理由は。

(総務課長) 特別区人事委員会勧告で0.19%下げる勧告が出て、職員の給与が0.19%下がるので、これに準じて特別職についても引き下げる案である。

(宮嶋委員) 人事委員会は特別区のほかに都や国にもあるのか。

(総務課長) 23区は統一して人事委員会を作っている。都には人事委員会があり、国には

人事院がある。

(宮嶋委員) 0.19%の減というのは、国や都と違うのか。

(総務課長) 国は全国を対象とし、都は三多摩が含まれており、特別区と給与実態調査の対象が異なる。特別区は23区内の50人以上の事業所を選定して調査を行っている。

(内田委員) 23区では議員などの報酬額が区によって違うが、統一された交渉はあるのか。

(総務課長) 職員は23区統一してやっているが、議員などの報酬は各区独自の判断で議論 をして、額を決めている。新宿区はここ数年、毎年改定を行っているが、区に よっては、数年行わずいっぺんに行うところもある。

(内田委員) 議員だけ良いと区民から批判がある。ただし、他区の状況をみると、新宿区は それほど高い方ではない。

(宮嶋委員) 23区でも区によって事情は違う。他区では区長の給料に地域手当がないところもある。

(総務課長) 国家公務員は転勤等があり、地域によって物価が違うので、地域手当を設けている。区では国の給与に制約を受けることもあり、地域手当を設けている。一般職は18%であり、特別職は議論をしていただき、13%となっている。ただし、地域手当の分本給は下がっている。千代田区は地域手当が0となっているが、その分本給にはねかえっており、本給が高いと退職金が高ってしまう。地域手当は退職金にはねかえらないので、退職金はその分低くなる。

(大室委員) 議員の報酬などは、我々の感覚からいうと、もらっていると思う。

(内田委員) 立場によって色々な意見がある。

(そめたに委員) 23区の中ではおおむね平均的なところにいる。平均的なところにいれば いいわけではないが、そういったことも含めて審議会で議論する必要がある。

(濱田会長) 職員組合はいくつかあるのか。

(総務課長) 清掃は別だが、一般職は一括して行っている。

(濱田会長) 清掃は別に交渉をしているのか。

(総務課長) 別に行っている。

(宮嶋委員) 新宿区は色々とがんばっており、下げなくてもいいと思うが、一般的な庶民の 考えからみれば、事務局案のとおり下げることが良いのではないか。

(大熊委員) 毎年、少しずつ下がっているので、もらっている人は大変だと思うが、案のと おりで良いのではないか。

(濱田会長) 人事委員会の勧告は民間とのかねあいを考え、一般職とのかねあいで特別職も 出すということで、一般職と同様に下げることは、直接ではないが民間とのか ねあいも出てくる。今までの歴史的な経緯からみると、このような下げ幅での 変更で良いのではないか。何かあるときは大きく変わると思う。過去の財政非 常事態宣言の時、何か行いましたか。

(総務課長) 一定期間、財政がきびしい時に特例条例によって下げた。新宿区では平成10 年から17年まで特例条例によって月額を減額した。

(濱田会長) 積立金は減っているが、全体的にみると健全性は保たれている。また、かつて のような財政非常事態宣言のような状況もない。 議論をいただきましたが、原案についていかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) - 答申案文朗読-

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし

(濱田会長)では、この答申案文の内容で答申する。以上で、本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後で審議会を代表して区長に渡す。これで審議会は閉会する。本日はありがとうございました。

6 閉会